

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

| 令和2年3月版 | | | | 改訂(案) | | | | 改訂理由 |
|---------|----|---|----|-------|----|----|----|---|
| 章 | 節 | 条 | 項 | 章 | 節 | 条 | 項 | |
| | | | | | | | | |
| 1 | | | | 1 | | | | |
| 1 | 3 | | | 1 | 3 | | | |
| 1 | 3 | 1 | | 1 | 3 | 1 | | |
| 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | ・読点のカンマへの統一 |
| 2 | | | | 2 | | | | |
| 2 | 1 | | | 2 | 1 | | | |
| 2 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 1 | | |
| 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | ・読点のカンマへの統一 |
| 2 | 1 | 4 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | ・読点のカンマへの統一 |
| 2 | 1 | 5 | | 2 | 1 | 5 | | |
| 2 | 8 | | | 2 | 8 | | | |
| | | | | 2 | 10 | 9 | | ・「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」(基安化発1021第1号(令和2年10月21日)) 発出に伴う挿入 |
| | | | | 2 | 10 | 9 | 0 | ・同上 |
| 2 | 10 | 9 | | 2 | 10 | 10 | | ・9項の挿入に伴う項番号先送り |
| 3 | | | | 3 | | | | |
| 3 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | ・読点のカンマへの統一 |
| 4 | | | | 4 | | | | |
| 4 | 5 | | | 4 | 5 | | | |
| 4 | 5 | 7 | | 4 | 5 | 7 | | ・読点のカンマへの統一 |
| 4 | 5 | 7 | 7 | 4 | 5 | 7 | 7 | |
| 6 | | | | 6 | | | | |
| 6 | 1 | | | 6 | 1 | | | |
| 9 | | | | 9 | | | | |
| 9 | 4 | | | 9 | 4 | | | |
| 9 | 4 | 2 | | 9 | 4 | 2 | | |
| 9 | 4 | 2 | 11 | 9 | 4 | 2 | 11 | ・読点のカンマへの統一 |
| 9 | 4 | 2 | 12 | 9 | 4 | 2 | 12 | ・読点のカンマへの統一 |
| 14 | | | | 14 | | | | |
| 14 | 1 | | | 14 | 1 | | | |
| 14 | 3 | | | 14 | 3 | | | |

| 令和2年3月版 | | | | 改訂(案) | | | | 改訂理由 | | | | |
|---------|---|----|---|--|---|----|---|------|---|--|---|---|
| 章 | 節 | 条 | 項 | 本文 | 通用基準等 | 章 | 節 | | 条 | 項 | 本文 | 通用基準等 |
| 14 | 3 | 8 | | 8. 箱桁・鋼橋脚等の内部の換気 | 有機則5.9 粉じん則27 | 14 | 3 | 8 | | 8. 溶接・塗装等作業 | 有機則5.9 粉じん則27 | ・(2)の挿入に伴う項名の改訂 |
| 14 | 3 | 8 | 0 | 箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。 | | 14 | 3 | 8 | 0 | (1) 箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。 | | ・(2)の挿入に伴う(1)の加筆 |
| | | | | | | 14 | 3 | 8 | 0 | (2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。 | 厚生労働省通達基安化発1021第1号 (R2.10.21) | ・「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」(基安化発1021第1号(令和2年10月21日))発出に伴う挿入 |
| 14 | 3 | 10 | | 10. 受架台等の支持・転倒・滑動に対する安全性の照査 | 鋼橋架設工事の事故防止対策等 | 14 | 3 | 10 | | 10. 受架台等の支持・転倒・滑動に対する安全性の照査 | 鋼橋架設工事の事故防止対策等 | |
| 14 | 3 | 10 | 2 | (2) 載荷時の安定計算は橋軸直角方向に加え橋軸方向についても、照査水平荷重を用いて実施すること。なお転倒等により第三者被害に及ぶ恐れのある場合には、フェールセーフのための措置を検討すること。 | | 14 | 3 | 10 | 2 | (2) 載荷時の安定計算は橋軸直角方向に加え橋軸方向についても、照査水平荷重を用いて実施すること。なお転倒等により第三者被害に及ぶ恐れのある場合には、フェールセーフのための措置を検討すること。 | | ・読点のカンマへの統一 |
| 15 | | | | 第15章 山岳トンネル工事 | | 15 | | | | 第15章 山岳トンネル工事 | | |
| 15 | 1 | | | 第1節 一般事項 | | 15 | 1 | | | 第1節 一般事項 | | |
| 15 | 1 | 4 | | 4. 事前調査における留意事項 | | 15 | 1 | 4 | | 4. 事前調査における留意事項 | | |
| 15 | 1 | 4 | 1 | (1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。 | 福岡地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する委員会報告書 安衛則379 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(案) 厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18) | 15 | 1 | 4 | 1 | (1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。 | 福岡地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する委員会報告書 安衛則379 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(案) 厚生労働省通達基発0118第1号 (H30.1.18) | ・読点のカンマへの統一 |
| 15 | 1 | 6 | | 6. 資格者の選任 | | 15 | 1 | 6 | | 6. 資格者の選任 | | |
| | | | | | | 15 | 1 | 6 | 2 | (2) 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、粉じん濃度等の測定方法、測定結果を踏まえた掘削等の作業方法、換気方法の決定、呼吸用保護具の選択、試料採取機器の設置の指揮・設置、呼吸用保護具の機能の点検、不良品の除外、使用状況の監視を行わせること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号 (R2.7.20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う新設 ・安衛則383の3の改正への対応も含む |
| 15 | 1 | 6 | 2 | (2) 1,000m以上のトンネルでは、トンネル救護技術管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。 | 安衛則24の7 | 15 | 1 | 6 | 3 | (3) 1,000m以上のトンネルでは、トンネル救護技術管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。 | 安衛則24の7 | ・(2)の新設に伴う項番号の先送り |
| 15 | 1 | 6 | 3 | (3) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。 | 労働省通達基発第768号の2 (H12.12.26) 厚生労働省通達基発第0226006号 (H20.2.26) 基発0329第28号 (H23.3.29) 基発0621第32号 (H29.6.21) | 15 | 1 | 6 | 4 | (4) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理を行う「保護具着用管理責任者」を、作業場ごとに、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識、経験を有する者から指名し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。 | 厚生労働省通達基発第0207006号 (H17.2.7) | ・(2)の新設に伴う項番号の先送り ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定、ガイドラインから該当部分が削除されたが、規定通達は別途存在することから、当該通達の範囲で明示。 |
| 15 | 1 | 8 | | 8. 山岳トンネル工事における現場管理 | | 15 | 1 | 8 | | 8. 山岳トンネル工事における現場管理 | | |
| 15 | 1 | 8 | 6 | (6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。 | 安衛則43.44.45 じん肺法7.8.9 参考HP https://www.kenisaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html | 15 | 1 | 8 | 6 | (6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。 | 安衛則43.44.45 じん肺法7.8.9 参考HP https://www.kenisaibou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html | ・読点のカンマへの統一 |
| 15 | 3 | | | 第3節 作業環境保全 | | 15 | 3 | | | 第3節 作業環境保全 | | |
| 15 | 3 | 1 | | 1. 坑内環境の改善 | | 15 | 3 | 1 | | 1. 坑内環境の改善 | | |
| 15 | 3 | 1 | 2 | (2) 作業員が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合には、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。 | 労働省通達基発第768号の2 (H12.12.26) | 15 | 3 | 1 | 2 | (2) 作業員が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合には、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置すること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号 (R2.7.20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | | | 第4節 粉じん対策 | | 15 | 4 | | | 第4節 粉じん対策 | | |
| 15 | 4 | 1 | | 1. 施工計画における留意事項 | | 15 | 4 | 1 | | 1. 施工計画における留意事項 | | |

| 令和2年3月版 | | | | 改訂(案) | | | | 改訂理由 | | | | |
|---------|---|---|----|--|---|----|---|------|----|--|---|--|
| 章 | 節 | 条 | 項 | 本文 | 適用基準等 | 章 | 節 | 条 | 項 | 本文 | 適用基準等 | 改訂理由 |
| 15 | 4 | 1 | 1 | (1) 坑内(たて坑を除く。)で粉じん作業(掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等吹付け等をいう。以下同じ。)を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。 | 労働省通達基発第768号の2(H12.12.26)厚生労働省通達基発第0226006号(H20.2.26) | 15 | 4 | 1 | 1 | (1) 坑内(たて坑を除く。)で粉じん作業(動力及び発破を用いて行う掘削作業、動力を用いる鉱物等のずり積み作業、コンクリート等吹付け作業、ロックボルトの取付け作業等をいう。以下同じ。)を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20)基発第0226006号(H20.2.26)基発1128第12号(H26.11.28) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 ・通達改正に伴う通達併記 |
| 15 | 4 | 2 | 2 | 2. 粉じん発生源対策 | | 15 | 4 | 2 | 2 | 2. 粉じん発生源対策 | | |
| 15 | 4 | 2 | 1 | (1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機(発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。)を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。 | 労働省通達基発第768号の2(H12.12.26) | 15 | 4 | 2 | 1 | (1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機(発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。)を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 2 | 6 | (6) コンクリート等の吹付けを行う作業にあつては、次に掲げる措置を講じること。 | | 15 | 4 | 2 | 6 | (6) コンクリート等の吹付け作業では、次に掲げる措置を講じること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 2 | 6 | ① 湿式型の吹付け機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。 | | 15 | 4 | 2 | 6 | ① 湿式型の吹付け機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置(エアレス吹付け技術を含む。)を講じること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 2 | 6 | ② 必要に応じ、コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。 | | 15 | 4 | 2 | 6 | ② 吹付けコンクリートへの粉じん抑制剤(粉体急結剤、液体急結剤)の添加及びコンクリートの分割練混ぜの導入を図ること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 2 | 6 | ③ 吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、作業員に当該作業標準に従って作業させること。 | | 15 | 4 | 2 | 6 | ③ 吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、作業員に当該作業標準に従って作業させること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| | | | | | | 15 | 4 | 2 | 6 | ④ より本質的な対策として、遠隔吹付け技術の導入を検討すること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 2 | 7 | (7) 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお、レディミキストコンクリート車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転方法に努めること。 | | 15 | 4 | 2 | 7 | (7) 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお、レディミキストコンクリート車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転に努めること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 2 | 8 | (8) 必要に応じ、エアカーテン等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の採用に努めること。 | | 15 | 4 | 2 | 8 | (8) エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 2 | 10 | (10) 建設機械等の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。 | | 15 | 4 | 2 | 10 | (10) 車両系機械の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 3 | 3 | 3. 換気 | | 15 | 4 | 3 | 3 | 3. 換気 | | |
| 15 | 4 | 3 | 1 | (1) 換気装置等の計画にあつては、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。 | 労働省通達基発第768号の2(H12.12.26)厚生労働省通達基発第0226006号(H20.2.26)基発0621第32号(H29.6.21) | 15 | 4 | 3 | 1 | (1) 換気装置等の計画にあつては、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m3以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20)基発第0226006号(H20.2.26)基発1128第12号(H26.11.28) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 ・通達改正に伴う通達併記 |
| 15 | 4 | 3 | 2 | (2) 換気装置による換気の実施にあつては、次に掲げる事項に留意し、換気を行うこと。 | | 15 | 4 | 3 | 2 | (2) 換気装置による換気の実施にあつては、次に掲げる事項に留意し、換気を行うこと。 | | |
| 15 | 4 | 3 | 2 | ④ 送気量及び排気量のバランスが適正であること。 | | 15 | 4 | 3 | 2 | ④ 換気装置の送気量及び排気量のバランスが適正であること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 3 | 3 | (3) 集じん装置による集じんの実施にあつては、次に掲げる事項に留意すること。 | | 15 | 4 | 3 | 3 | (3) 事業者は、次に掲げる事項に留意し、集じん装置による集じんを行うこと。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 3 | 3 | ① 集じん装置は、トンネル等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。 | | 15 | 4 | 3 | 3 | ① 集じん装置は、トンネル等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 3 | 3 | ② 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口の位置を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。 | | 15 | 4 | 3 | 3 | ② 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口の位置を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。また、局所集じん機の導入を図ること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 4 | 4 | 4. 粉じん濃度等の測定及び評価 | 労働省通達基発第768号の2(H12.12.26)厚生労働省通達基発0621第32号(H29.6.21)粉じん則6の3 | 15 | 4 | 4 | 4 | 4. 粉じん濃度等の測定及び評価 | 厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20)粉じん則6の3 | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |

| 令和2年3月版 | | | | | 改訂(案) | | | | | 改訂理由 | | |
|---------|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|--|
| 章 | 節 | 条 | 項 | 本文 | 適用基準等 | 章 | 節 | 条 | 項 | 本文 | 適用基準等 | 改訂理由 |
| 15 | 4 | 4 | 1 | (1) 換気の実施等の効果を確認するため、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた測定方法に従って測定を行うこと。 | | 15 | 4 | 4 | 1 | (1) 粉じん作業を行う坑内作業場(ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。)について、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた測定方法に従って測定を行うこと。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 4 | 2 | (2) 空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。 | | 15 | 4 | 4 | 2 | (2) 空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。 | | |
| 15 | 4 | 4 | 2 | ② 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定点における測定値を算術平均して求めること。 | | 15 | 4 | 4 | 2 | ② 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定値を算術平均して求めること。 | | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 4 | 3 | (3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加、作業工程又は作業方法の改善等作業環境を改善するための必要な措置を講じること。空気中の粉じん濃度等の測定及び測定結果の評価を行ったときは、その都度、定められた事項を記録して、これを7年間保存すること。なお、粉じん濃度等の測定結果については、関係作業員が閲覧できるようにしておくことが望ましいこと。 | 粉じん則6の4 | 15 | 4 | 4 | 3 | (3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加のほか、より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等、作業環境を改善するための必要な措置を講じること。空気中の粉じん濃度等の測定等を行ったときは、その都度、定められた事項を記録して、これを7年間保存すること。記録した事項は、朝礼等使用する掲示板等、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等定められた方法により、労働者に周知させること。 | 粉じん則6の4 | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 5 | | 5. 呼吸用保護具 | | 15 | 4 | 5 | | 5. 呼吸用保護具 | | |
| 15 | 4 | 5 | 1 | (1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内の作業に従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。 | 労働省通達第768号の2 (H12. 12. 26) | 15 | 4 | 5 | 1 | (1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内作業場で従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び粉じん濃度等の測定結果に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号 (R2. 7. 20) | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 5 | 2 | (2) 坑内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は電動ファン付呼吸用保護具を使用させること。 | 粉じん則27 | 15 | 4 | 5 | 2 | (2) 坑内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付呼吸用保護具を使用させること。 | 粉じん則27 | ・参照法令の改正に伴う改定 |
| 15 | 4 | 6 | | 6. 教育 | | 15 | 4 | 6 | | 6. 教育 | | |
| 15 | 4 | 6 | 1 | (1) 坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施すること。 | 労働省通達第768号の2 (H12. 12. 26) | 15 | 4 | 6 | 1 | (1) 坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施すること。 | 厚生労働省通達基発0720第2号 (R2. 7. 20) | ・通達改正 |
| 15 | 4 | 6 | 2 | (2) 坑内の作業に従事する作業員に対し、防じんマスクの適正な使用に関する教育を行うこと。 | 粉じん則22 | 15 | 4 | 6 | 2 | (2) 坑内の作業に従事する作業員に対し、呼吸用保護具の適切な選択及び使用に関する教育を行うこと。 | 粉じん則22 | ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正に伴う改定 |
| 15 | 7 | | | 第7節 可燃性ガス対策 | | 15 | 7 | | | 第7節 可燃性ガス対策 | | |
| 15 | 7 | 1 | | 1. 事前調査における留意事項 | 官技発第329号 (S53. 7. 26) | 15 | 7 | 1 | | 1. 事前調査における留意事項 | 官技発第329号 (S53. 7. 26) | |
| 15 | 7 | 1 | 2 | (2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、背斜及び断層など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。 | | 15 | 7 | 1 | 2 | (2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、背斜及び断層など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。 | | ・読点のカンマへの統一 |
| 15 | 8 | | | 第8節 掘削工 | | 15 | 8 | | | 第8節 掘削工 | | |
| 15 | 8 | 4 | | 4. 坑内掘削 | | 15 | 8 | 4 | | 4. 坑内掘削 | | |
| 15 | 8 | 4 | 5 | (5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。 | 山岳トンネルの工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン厚生労働省通達基発0118第1号 (H30. 1. 18) | 15 | 8 | 4 | 5 | (5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。 | 山岳トンネルの工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン厚生労働省通達基発0118第1号 (H30. 1. 18) | ・読点のカンマへの統一 |
| 15 | 8 | 4 | 5 | ① 作業に従事する労働者に保護帽、保護具(バックプロテクター等)、安全靴(長靴)、必要に応じて電動ファン付き呼吸用保護具等を着用させること。 | | 15 | 8 | 4 | 5 | ① 作業に従事する労働者に保護帽、保護具(バックプロテクター等)、安全靴(長靴)、必要に応じて電動ファン付き呼吸用保護具等を着用させること。 | | ・読点のカンマへの統一 |
| 15 | 8 | 4 | 5 | ② 作業を行う場所について、照明施設を設置する等により必要な照度を保持すること。切羽における作業では、150ルクス以上が望まれること。 | | 15 | 8 | 4 | 5 | ② 作業を行う場所について、照明施設を設置する等により必要な照度を保持すること。切羽における作業では、150ルクス以上が望まれること。 | | ・読点のカンマへの統一 |
| 16 | | | | 第16章 シールド・推進工事 | | 16 | | | | 第16章 シールド・推進工事 | | |
| 16 | 4 | | | 第4節 シールド工事 | | 16 | 4 | | | 第4節 シールド工事 | | |
| 16 | 4 | 6 | | 6. 裏込め注入 | | 16 | 4 | 6 | | 6. 裏込め注入 | | |

| 令和2年3月版 | | | | 改訂(案) | | | | 改訂理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 章 | 節 | 条 | 項 | 章 | 節 | 条 | 項 | |
| 本文 | | | | 本文 | | | | ・読点のカンマへの統一 |
| 16 | 4 | 6 | 2 | 16 | 4 | 6 | 2 | |
| (2) セグメントを早期に安定させるように、テールボイドへの確実な充填をすみやかに実施すること。また、裏込め注入工の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。 | | | | シールド工事の安全向上に関する提言(シールドトンネル技術安全向上協議会報告書) | | | | |
| (2) セグメントを早期に安定させるように、テールボイドへの確実な充填をすみやかに実施すること。また、裏込め注入工の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。 | | | | シールド工事の安全向上に関する提言(シールドトンネル技術安全向上協議会報告書) | | | | |
| 19 | | | | 19 | | | | |
| 第19章 構造物の取りこわし工事 | | | | 第19章 構造物の取りこわし工事 | | | | |
| 19 | 1 | | | 19 | 1 | | | |
| 第1節 第1節一般事項 | | | | 第1節 第1節一般事項 | | | | |
| 19 | 1 | 3 | | 19 | 1 | 3 | | |
| 3. 事前調査における留意事項 | | | | 3. 事前調査における留意事項 | | | | |
| 19 | 1 | 3 | 6 | 19 | 1 | 3 | 6 | ・通達加筆 |
| (6) 建設副産物の受入れ場所、再利用のための再資源化施設の状況(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート(建設省経建発第3号(H5.1.12))の調査を行うこと。 | | | | (6) 建設副産物の受入れ場所、再利用のための再資源化施設の状況(コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等)、運搬ルート(建設省経建発第3号(H5.1.12))の調査を行うこと。 | | | | ・通達加筆 国官総第122号・国総事第21号・国総建第137号(H14.5.30) |